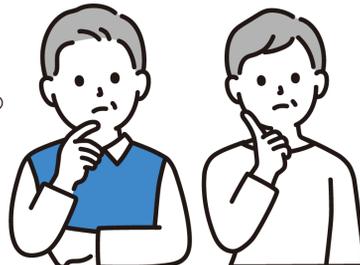


加算を新設!

横浜市 \最大39万円! / こども食堂等活動支援補助金

こども食堂や学習支援など、こどもの居場所づくりの取組を応援します!

こども食堂の
活動資金が
足りない



学習支援を
始めたい

申請期間

4月～9月に取組を開始する(している)場合は、可能な限り第2回までに申請してください。

第1回

募集開始日～5月31日(日)

第3回

10月1日(木)～10月31日(土)

第2回

8月1日(土)～8月31日(月)

第4回

12月1日(火)～12月28日(月)



補助金額

NEW!

— 補助金 — 最大24万円

こども食堂や学習支援等のこどもの
居場所づくりの取組に対して、
最大24万円を補助します!
(1開催あたり上限1万円)



— 長期休業加算 — 最大15万円

学校長期休業(春・夏・冬休み)中の
こどもの居場所づくりの取組に対し
左記24万円の補助金に加えて、
最大15万円を加算します!
(1開催あたり上限1万円)

詳細については、横浜市ホームページに掲載している
「募集案内」「交付要綱」を必ずご確認ください。

横浜市こども食堂等活動支援補助金

検索

《問い合わせ》

横浜市こども青少年局地域子育て支援課

電話 : 045-671-4157 FAX : 045-550-3946

E-mail : kd-kodomoibasyo@city.yokohama.lg.jp

横浜市HP



こども食堂等活動支援補助金の概要

～チラシに記載していない要件等もあります。詳細は募集案内、要綱等を御確認ください～

取組の対象期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日	年度途中に開始した取組も対象となります！
対象となる取組(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取組を開始した月から平均して月1回以上開催していること ✓ 参加費が無料又は低廉であること。 ✓ 活動内容を事前に周知・公表していること (交付決定した団体は市HPに掲載します。) など 	
対象経費	令和8年4月から令和9年3月までに支出する、事業に要する経費 例) ボランティアへの謝金、食材費、ボランティア保険加入費、チラシ作成費等	
申請回数	1年度(4月1日～3月31日)につき1回 最大連続3回まで申請可能 例) 令和8年度に初めて申請した場合、最大令和10年度まで申請可能(予定)です。	
交付までの流れ (概算払いの場合)		
年度途中で活動資金が必要な場合は「概算払い」を御活用ください。	※1 書類の不備状況により、審査に係る時間は前後します。 ※2 余剰金が発生する場合は速やかに返金していただきます。	

長期休業加算について

学校の長期休業中のこどもの居場所づくりの取組について、補助金を追加で加算します！

年間開催回数が24回以上かつ、下記対象期間中に取組を実施される場合は、追加加算を御活用いただけます！なお、加算のみの申請はできません。

取組の対象期間	令和8年4月1日～4月6日 令和8年7月21日～8月26日	令和8年12月26日～令和9年1月6日 令和9年3月26日～3月31日
対象となる取組(概要)	取組の要件・対象経費は「こども食堂等活動支援補助金」と同様です。 ※取組の実施時期が上記対象期間中でも、 <u>年間開催回数が24回以下の場合は、加算対象外です。</u> (こども食堂等活動支援補助金を御申請ください。)	
対象経費	【対象となる例①】 年間開催回数：36回 月2回開催+対象期間中に追加で12回開催する場合	【対象となる例②】 年間開催回数：30回 月1～2回開催+対象期間中に追加で開催する場合
申請方法	「こども食堂等活動支援補助金」を申請する際、一緒に御申請ください。	